

ID: 54

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	高根沢町仁井田体育館の設置及び管理に関する条例 第13条ただし書(指定管理者条例第7条第2項において読み替える場合に限る。)		
例規番号	平成15年条例第20号		
【基準】			
第13条の規定による。 (利用料金の還付)			
第13条 すでに納付した利用料金は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。			
(1) 災害その他利用者の責によらない理由により利用することができなくなったとき。			
(2) 利用者が利用期日前7日までに利用の取り消しを申請し、町長がこれを認めたとき。			
(3) その他町長がやむを得ないと認めたとき。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日